

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村（以下「12市町村」という。）において被災事業者の事業やなりわい再建を図ることを目的として、福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金を活用して、12市町村に加え、いわき市、相馬市及び新地町（以下3市町という。）（以下、12市町村と合わせて「12市町村等」という。）の民間事業者等が実施する誘客を促進させ、消費需要の喚起に繋げる取組に対し補助金を交付するため、被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（20210622財福第1号）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付対象)

第2条 補助金交付の対象となる者は、民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人等（複数事業者が連携して実施する場合を含む。）（以下「事業者等」という。）とし、対象事業は、12市町村等へ来訪者を呼び込むコンテンツの開発等を行う事業（以下「誘客コンテンツ開発事業」という。）と12市町村等の事業者や市町村等と連携した情報発信やマーケティング等を行う事業（以下「広域マーケティング事業」という。）とする。

(補助率、補助上限額及び補助対象経費)

第3条 補助率、補助上限額及び補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、この要綱の別表に定めるものとし、交付額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式別紙2）
- (3) その他必要な書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消

費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 事業者等は、規則13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業内容に変更を生じないもので、かつ、交付決定額の2割以内の減少が生じる場合とする。

- 2 事業者等は、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置をとることとする。

- (1) 契約の相手方に対し、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとる。
- (2) 知事は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業の運営上、当該事業者でなければ誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (3) 知事は、(2)の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、知事は、必要な措置をとる。

(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、第4条第1項の規定による交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第11条 規則第11条の規定による誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の遂行の報告は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実施状況報告書（第4号様式）により、知事が別に定める日までに行うものとする。

2 知事は、前項の他、必要があると認めるときは、事業者等に対し、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）の実施状況及び第15条に規定する会計帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績概要書（第5号様式別紙1）
- (2) 収支決算（見込）書抄本（第5号様式別紙2）
- (3) その他必要な書類

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の実施結果が交付決定の内容（第6条に基づく承認をした場合においては、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、事業者等に通知するものとする。

2 知事は、規則第14条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合又は前項の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者等は、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業が完了した場合は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円を超える財産等とし、処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとする。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた事業者等は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱の他、誘客コンテンツ開発事業又は広域マーケティング事業の実施に関するその他必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助率、補助上限額及び補助対象経費等
誘客コンテンツ開発事業	<p>1. 補助率・補助上限額 (補助率)</p> <p>12 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等（1 年目：3 / 4 以内、2 年目継続：2 / 3 以内、3 年目継続：1 / 2 以内） ・ 大企業（1 年目：1 / 2 以内、2 年目継続：1 / 2 以内、3 年目継続：1 / 3 以内） <p>3 市町 ※中小企業等及び大企業共通。なお、12 市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みに繋がる取組に限る。 (1 年目：1 / 2 以内、2 年目継続：1 / 2 以内、3 年目継続：1 / 3 以内)</p> <p>(補助上限額) 1 件あたり 1,500 万円以内/年</p> <p>※中小企業は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業者とする。ただし次のいずれかに該当する者は、補助の対象外（大企業の補助率を適用）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者。 ②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小・小規模事業者。 <p>本事業は、12 市町村内の消費喚起を促し、事業者が帰還を決断しやすい環境の整備を目的としているため、12 市町村と 3 市町で補助率に一定の差を設けることとする。</p> <p>2. 補助対象経費 人件費、事業費（謝金、旅費、通信運搬費、設備修繕費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料）、委託費</p> <p>3. その他 事業期間は最大 3 年間とする。</p> <p>対象事業は、12 市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みに繋がるイベント、ツアー、ゲストハウス事業、地域体験プログラム又は交流拠点等の企画及び運営若しくは情報発信の企画及び実施等を言い、オンラインによるものも含む。</p> <p>事業の主たる実施場所は、12 市町村に加え、3 市町も対象とする。 ただし、3 市町のいずれか又は複数の主たる実施場所とするものであって、専ら 3 市町のみへの来訪者の呼び込みに繋がるものである場合</p>

	<p>は、補助対象外とする。</p> <p>政策効果を高める観点から、本事業の交付決定を受けた者は、広域マーケティング事業を行う者に対し、開発するコンテンツに関する情報の提供等の協力を行うものとする。</p>
<p>広域マーケティング事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助率・補助上限額 (補助率) 1年目、2年目継続：9／10以内、3年目、4年目継続：3／4以内、5年目継続：2／3以内 (補助上限額) 1件あたり1.1億円以内/年 2. 補助対象経費 人件費、事業費(謝金、旅費、通信運搬費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料)、委託費 3. その他 事業期間は最大5年間とする。 対象事業は、12市町村に属する複数の市町村に跨る来訪者の呼び込みを目的としたマーケティング事業を言う。当該事業には、12市町村内の誘客コンテンツを踏まえたデジタルプロモーションの企画及び実施、当該プロモーションにより得られるデータを含む各種データの継続的な収集及び分析を通じた誘客対象の特定を含む。 当該マーケティング事業に際して、3市町の誘客コンテンツを活用することは差し支えない。ただし、3市町のいずれか又は複数のみへの来訪者の呼び込みを目的とするものは補助対象外とする。

第1号様式

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 補助金交付申請書

年 月 日

福島県知事

所在地
事業者名
代表者職・氏名

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の目的・内容・事業期間等
浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）事業計画書（第1号様式 別紙1）のとおり
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）事業計画書（第1号様式 別紙1）
 - (2) 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）収支予算書（第1号様式 別紙2）
- 6 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第1号様式 別紙1)

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）事業計画書

(事業者名)

(事業の概要)

補助事業名	補助事業の目的・内容	事業期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
合 計		—		

事業期間は、補助金対象期間のうち、事業着手から完了の予定日までを記載すること

添付資料

その他、事業の内容等を確認するために必要な資料

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第1号様式 別紙2)

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 収支予算書

(事業者名)

補助事業名

収入 (単位:円)

経費項目 (自己資金、補助金等)	金額	備考
合計		

支出 (単位:円)

経費項目	金額	備考
合計		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業

(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 変更(中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

福島県知事

所在地

事業者名

代表者職・氏名

下記により浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)の事業計画を変更(中止・廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)補助金交付要綱第7条の規定により、承認してくださいよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更(中止・廃止)の内容

4 添付書類

(1) 変更後の浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)事業計画書

(2) その他必要な書類

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第3号様式

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 補助金概算払請求書

年 月 日

福島県知事

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき下記のとおり概算払により交付して下さるよう請求します。

記

金 円

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残 額

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第4号様式

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

所在地

事業者名

代表者職・氏名

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）の遂行状況について、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第5号様式

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 実績報告書

年 月 日

福島県知事

所在地

事業者名

代表者職・氏名

下記のとおり浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の実施結果及び経費の配分等

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実績概要書（第5号様式別紙1）のとおり

3 添付資料

(1) 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実績概要書（第5号様式 別紙1）

(2) 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）収支決算（見込）書（第5号様式 別紙2）

(3) その他、事業の内容を確認するために必要な資料

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第5号様式 別紙1)

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実績概要書

(事業者名)

(事業の実績概要)

(単位：円)

補助事業名	補助事業の実施内容・結果	事業期間	事業費 (申請時)	事業費 (実績)	うち補助金 (実績)
合 計		—			

事業費（申請時）については、事業の変更（中止・廃止）があった場合には変更の承認後の額を記載すること

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(第5号様式 別紙2)

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業

(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 収支決算(見込)書

(事業者名)

補助事業名

収入(単位:円)

経費項目 (自己資金、補助金等)	金額	備考
合計		

支出(単位:円)

経費項目	金額	備考
合計		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業) 補助金交付請求書

年 月 日

福島県知事

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業名	浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A) - (B) - (C)	円

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。